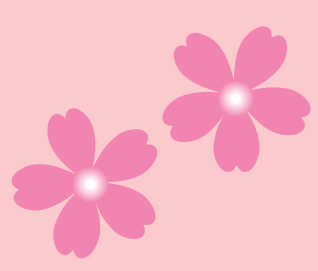
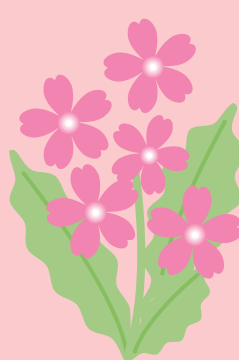


第2期都筑区地域福祉保健計画^{※1}を推進する地域の取組や、関連情報を紹介する計画情報紙を発刊！
東日本大震災後、地域での人と人とのつながりが改めて見直されているなか、創刊号は、「災害時要援護者支援活動」特集！！



人と人との

であい・ささえあい・わかちあい



都筑区マスコットキャラクター
「つづき あい」

人と人との『であい ささえあい わかちあい』の3つの「あい」が都筑区の大地に根付き、スクスク育ちますよにという地域の思いから、生まれました。

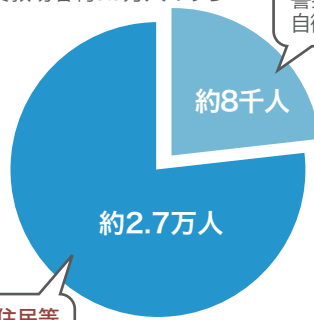
～「災害時要援護者支援活動」特集～

東日本大震災後、被災地での災害対応や避難所生活等を受けて、改めて人と人とのつながりや地域での助け合いが見直されていますが、大災害が発生したとき、自分だけでは避難することが困難な方々がいます。そのような方々は、**災害時要援護者^{※2}**（以下、要援護者という）と呼ばれ、いざという時には周りの人々の支援が必要になります。

都筑区では、**都筑区災害時要援護者支援事業「つづきそなえ」^{※3}**に取り組み、地域ぐるみで要援護者を支援する活動が広がっています。

今回は、平成20年度から「つづき そなえ」事業に取り組んだ4活動をご紹介します。

要救助者約3.5万人のうち



平成15年版防災白書より

阪神・淡路大震災でも、倒壊した家屋などに閉じ込められて脱出できなかった人たちのうち、**約8割**は家族や近隣の住民により助け出されており、災害が発生したときの**近隣での救助、救援活動はとても重要**とされています。

※1、※2、※3については、8ページに詳細を説明しています



地域の安心感向上をめざして ～南山田町内会の取組～

活動内容

町の実情に合わせた支えあいの仕組みづくり

山田地区では、高齢化が進んでいた「すみれが丘」が先行して災害時要援護者支援に取り組み始めました。その後、山田地区全体で「つづき そなえ」事業に取り組み、南山田・北山田・すみれが丘の3町に分かれ、地域の実情に合う活動を進めました。

南山田町内会では、町内会の理事、民生委員・児童委員、保健活動推進員、老人クラブに加え、消防団や家庭防災員、さらに消防団OBの災害協力隊や災害協力隊婦人部により、「南山田災害時要援護者支援委員会」を組織し、災害時に支援を希望する方やボランティアの募集、無線機の購入等を行いました。

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に支援を希望する方の募集は、組長を通じて行いました。支援の希望があった方には、避難個別支援登録カード申込み用紙をお渡しして状況を把握しました。災害が起きたときは、そういった方々を地域防災拠点まで搬送することになっています。

避難個別支援登録カード
申込み用紙

震災当日

無線や声かけで状況を確認

まず消防団が状況の確認にあたりました。昼間だったため自営業など在宅していた団員が無線で連絡を取り合いました。大きな被害が無いことを確認し、その後は状況に変化があった場合はいつでも集合できるよう、自宅待機の周知を図りました。

地域では、役員が自主的に町内を見回ったり、ご近所同士で声をかけ合ったりしました。住民の安心のために、閉店時間を延ばしたお店もありました。

地域防災拠点の一つである中川中学校の正門前は急な坂です。近隣にはいくつか高齢者グループホームがありますが、車いすを押して登るのは、若い人でないと難しいことが改めて認識できました。

地域防災拠点の訓練には
中学生も参加しました。



これから

地域の要援護者とのつながりづくり

今後は、災害時にそれぞれの要援護者に必要な支援方法を把握し、取組に反映していくことが必要ではと話し合っています。また、町内会では各世帯に防災ヘルメットを配布してきましたが、東日本大震災を踏まえ、23年度中に全世帯に配布を完了するよう、配布のペースを速めています。さらに、救急救命講習や地域防災拠点の訓練など幅広く実施して、防災意識の啓発を進めています。



防災ヘルメット



無線活動から地域力アップ ～地域の安全は地域で守る～

活動内容

要援護者を見守るネットワーク

平成17年度から、災害時に要援護者が避難できない場合を想定し、助けが来るまでの備えとして、『安心くん』※を配布してきましたが、さらに要援護者支援体制の強化を進めるため、「つづきそなえ」事業に取り組みはじめました。

通信手段が途絶える災害時に、無線を地域で使えたら、自分たちで情報共有を図りながら、要援護者の安否確認や緊急時の対応もできるだろうと、各自治会に無線機を配備して無線班を結成し、毎月通信訓練をしています。また、池辺ウォークラリーや健民祭など地域のイベントでも無線を活用しながら、災害時に備えた顔の見える関係づくりを進めています。

発災時に、誰かが怪我をした、建物に閉じ込められた、救急隊や消防に連絡できない、つながらない、どこからも助けに来ない。こんな時、行政等の助けが来るまでの緊急対応として、無線を使って情報を集めることにより、地域にいる医師、看護師、重機を扱える人等に助けを求めることができます。このように「地域の安全を地域で守る」ネットワークづくりが進んでいます。

※『安心くん』の中には、水・キャラメル・笛・懐中電灯等を入れており、一人暮らし高齢者や身体の不自由な方等に配布しています。

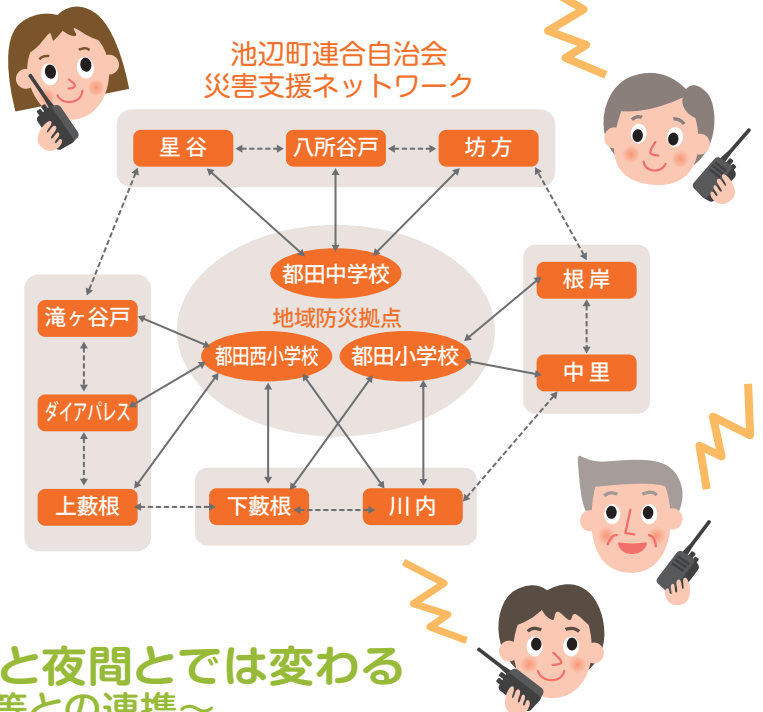


震災当日

役立った! 無線活動

家の電話も携帯電話も使えない、どこにも連絡ができない、一部の地域では停電…。誰もが「地域は大丈夫なのか?」と思いました。

無線班は、無線の電源をいち早く入れ、他の自治会との連携を図り地域の状況を確認しました。無線から一部の地域が停電している情報を得て、避難に来る人のために、自治会館で暖がとれるようにストーブを運びました。また、無線を使って要援護者や地域の状況等を連合自治会全体で確認できました。



これから

地域の支援者は、昼間と夜間とでは変わる ～企業・事業所等との連携～

発災時には多くの支援者(若い世代)が必要です。その支援者は夜間と昼間では違いがあります。夜間は、多くの支援者(若い世代)が地域に戻っていますが、昼間は、仕事等で地域の外に出ています。

池辺地区には企業や事業所があり、そこには支援者となる若い世代が多く働いています。その人たちに「災害時に支援をしていただきたい」とお願いしました。すでに数社の企業からは支援をいただけることになっていますが、引き続き、支援者を増やすために、他の事業所等と話し合いをしています。



顔の見える関係をつくって支えあい

活動内容

住民同士・企業と「顔の見える関係づくり」で備え

地区民生委員・児童委員協議会が中心に取り組んできた要援護者支援活動を、さらに連合自治会全体で充実させるために「つづき そなえ」事業に取り組みはじめました。高齢者等に配布している防災グッズの見直しや要援護者が参加した防災訓練の実施、地域の企業と災害時に助け合う防災協定の締結などを行いました。

また、災害時の助け合いや孤立死防止には、日頃からの住民同士の顔の見える関係づくりが重要と考え、マンションの集会所等で一品持ち寄って気軽に集まる「隣人祭り」を開催している自治会もあります。準備を気張らず行えて、子どもから高齢者まで参加でき、少しずつ顔見知りが増えていきます。



隣人祭り

万一の際、地域の企業からクレーン車やフォークリフトをお借りします。



震災当日

お互いに無事を確認、できることを協力しあう

震災当日は電話が通じないので、ご近所同士で無事を確認しあって自治会長・副会長に知らせたり、民生委員・児童委員が高齢者など要援護者のお宅を回り、安否確認・声かけを行ったりしました。地域の企業とは、お互いに無事か、手伝いをするかどうか、確認をしました。

あるマンションでは、停電が夜9時頃まで続きましたが、乳幼児を抱えたお母さんや、家族の帰宅を待つ人が不安にならないようにと、集会所に発電機で明かりをつけました。水道もしばらく復旧せず、トイレが使えない状況でしたが、近所の福祉施設や店舗がトイレを貸してくれたり、地域でできることを協力しあいました。

大丈夫だった？



これから

向こう三軒両隣 みんなで支えあい！

今回の震災を経験して、各自治会では、顔の見える関係づくりを進めるための「防災」をテーマにした夕涼み会を行ったり、防災計画の見直しを行ったりしています。

さらに連合自治会全体では、自治会や各団体が協力して、災害時に支援を必要とする方の募集を始めました。向こう三軒両隣、地域のみんなで支えあえる体制づくりを進めています。



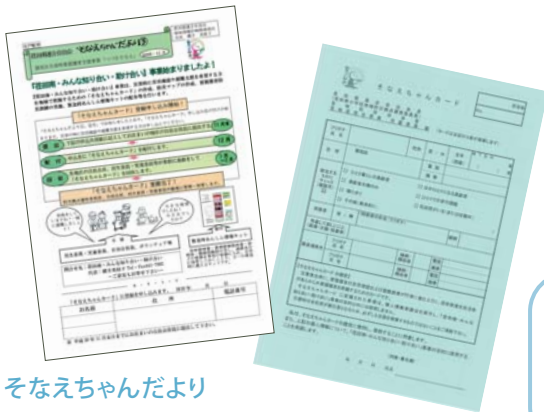
地域の住民みんなが 助け合いの気持ちを持てるように

活動 内容

「荏田南・みんな知り合い・助け合い」事業

荏田南地区では、「荏田南・みんな知り合い・助け合い」という名前で、災害時要援護者支援に取り組んでいます。まず、活動を知ってもらうために広報紙「そなえちゃんだより」を発行しました。災害時に支援を希望する方には、「そなえちゃんカード」に氏名や緊急連絡先を記入してもらい、『緊急時あんしん情報キット』※を配布しています。同時に、災害ボランティアの募集も行っています。

この他に、防災マップを作成したり、毎年要援護者が参加する防災訓練を開催したりしています。



そなえちゃんだより

そなえちゃんカード



※『緊急時あんしん情報キット』

筒状の容器の中に、そなえちゃんカードや健康保険証のコピーなどを入れて冷蔵庫に保管します。マグネットを冷蔵庫に、シールを玄関ドアの内側に張り付け、いざという時に自分の情報を支援者に伝えます。

震災 当日

「そなえちゃんカード」登録が活かされた！

各自治会では、当日から翌日にかけて、自治会や民生委員・児童委員が要援護者（そなえちゃんカード登録者）の安否を確認しました。

ある自治会では、集会所を夜通し開放し、多くの住民が訪れました。乳幼児を抱えた母親が、「みんなでいると安心なので…」と集会所にやってきました。

日頃から、防災訓練に要援護者も参加して関係づくりを行っていたことが、今回のような緊急時の要援護者の安否確認に活かされました。

これ から

ご近所で「大丈夫？」と 声をかけあえるように…

今後は、災害ボランティアと各自治会が連携して活動できるように働きかけるとともに、荏田南に住んでいる方々に「みんながお互いにボランティア」という意識を持ってもらいたいと考えています。

また、一時避難場所（各自治会の自治会館・集会所）の周知や、要援護者が震災時にどういった支援を必要としていたか、実際のニーズを聞いてみることも検討しています。





地域活動者紹介



一人暮らし高齢者等の訪問、見守りをしています

民生委員・児童委員 ～地域の身近な相談相手です～

民生委員・児童委員は、自治会・町内会などからの推薦により厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。住民の立場に立って相談や支援を行い、関係機関や地域の活動につなげるなど、地域福祉の推進のために様々な活動をしています。

また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中で児童福祉に関する事項を専門に担当しています。

都筑区全体で民生委員・児童委員は156人*、主任児童委員は19人*が活動し、子どもから高齢者までが地域で元気に安心して暮らせるよう見守っています。（*平成23年10月1日現在）

【お問合せ】 福祉保健課運営調整係
TEL 045-948-2341～2 FAX 045-948-2354



都筑野菜を活用したすいとんの会

保健活動推進員を ご存知ですか？

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として、自治会・町内会から推薦により市長が委嘱をし、区内195人*の方が活動しています。（*平成23年10月1日現在）

健康のためには、バランスの良い食事、適度な運動、たばこを吸わない、定期的に健診を受けるなど、一人ひとりが健康的な生活習慣をもつことが大切ですが、保健活動推進員は、地域での活動を通して、みなさんの健康づくりを応援しています。地域では、赤ちゃん会、ウォーキング、健康チェックなどを行っていますので、楽しく健康づくりに取り組みながら、地域のつながりを深めていきましょう！

【お問合せ】 福祉保健課健康づくり係
TEL 045-948-2350 FAX 045-948-2354

自治会・町内会紹介

「自治会・町内会」加入のご案内

自治会・町内会は、隣近所に住む人たちが自主的に運営されているもっとも身近な住民自治組織です。日頃から地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決をするとともに、各種活動を通じて連帯感を深め、ふれあいのある快適なまちづくりをめざしています。都筑区役所では、区民の皆様が、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するため、自治会・町内会への加入を勧めています。

【お問合せ】 地域振興課 地域力推進担当 TEL 045-948-2474 FAX 045-948-2239



お知らせ



「あいちゃんボランティア」に登録しませんか？

都筑区では、ボランティア活動が活発に行われる風土づくりを目指し、平成22年11月から「あいちゃんボランティア」登録制度を始めています。区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ（5か所）が登録窓口です。

現在は、主に福祉保健分野のボランティア活動を対象に約1200人※の方が登録しています。（※平成23年10月1日現在）

登録できる人

- 都筑区内に在住、在勤、在学の小学校5年生以上の人
- 区内ですでにボランティアを行っている、または今後区内でボランティア活動をやってみたい人

あいちゃんボランティアに登録すると

- 「あいちゃんボランティアカード」をお渡します。区内を中心とした約180の協賛店舗で提示すると、優待サービスが受けられます！（割引、ワンドリンクサービスなど）
- パソコンや携帯メールにボランティア募集情報などが配信されます！

【お問合せ】 都筑区社会福祉協議会 TEL045-943-4058 FAX045-943-1863

平成23年度

「つづき あい基金」助成金 助成活動団体が決定しました！

「つづき あい基金」は、都筑区地域福祉保健計画を推進するため、地域活動への助成及び計画PRを目的として設置したもので、都筑区チャリティーゴルフ大会の収益金等を中心に、区民・企業等の寄付を基にした善意銀行からの配分金や、区役所からの補助金を原資として運営しています。平成23年度も下記団体が助成金を活用し、活動を始動しました！

	活動概要	団体名
1	音楽を通した子ども・青少年の健全な成長と健康な暮らしづくり	アレグロ・モデラート
2	市民の相談・支援事業	都筑相談窓口
3	ボランティアグループによる地域の助け合い活動	ボランティアグループ「ほほえみの会」
4	ボランティア同士のつながりづくりとボランティア活動の発展	東山田ボランティア友の会
5	多種多様な年齢・経験・能力を発揮できる居場所づくりによる地域のつながりづくり	つづき楽校
6	災害への備えを通して、住民同士で支え合える地域づくり	港北センタープレイス「そなえの会」
7	「科学教室」「暮らしの教室」を通した、新住民同士のつながりづくり支援	かながわ子ども教室・都筑クラブ
8	コミュニティガーデンを通した地域の子どもたちと障がい者のふれあいづくり	特定非営利活動法人 都筑ハーベストの会
9	不登校・不登園等の子どもを抱える家族支援（定期的なサロンの開催）	MY Café
10	すべての世代が参加しやすい「縄跳び」を使つての、つながりづくりとコミュニケーション力、挑戦する力や考える力の機会づくり	NPO法人 ZERO DoubleDutch&Gymnastic Activity
11	障がい児とその親と、高齢者とのふれあいの場づくりと地域とのつながりづくり	かばさんの絵画教室

【お問合せ】 都筑区社会福祉協議会 TEL045-943-4058 FAX045-943-1863

認知症ミニフォーラム（東山田&中川地区）のご案内

東山田地区

- 【日時】平成23年11月19日（土）午後1時30分から4時
- 【会場】東山田地域ケアプラザ
- 【テーマ】認知症になる前にできること
～自分らしい老いじたく 遺言を学ぼう～
- 【講師】ひよし法務行政書士事務所／塚越 豊氏
山中行政書士事務所／山中 祐輔氏 ほか
- 【定員】50人（先着順）

中川地区

- 【日時】平成23年11月26日（土）午後2時から4時
- 【会場】東京都市大学 横浜キャンパス
- 【テーマ】地域で私たちができること
～認知症の方や家族が住み慣れた街で安心して暮らせるために～
- 【講師】川崎幸クリニック／臨床心理士 稲富 正治氏 ほか
- 【定員】100人（先着順）

【申し込み・お問合せ】 高齢・障害支援課 高齢支援担当 TEL045-948-2306 FAX045-948-2490

※1

第2期都筑区地域福祉保健計画とは？

都筑区地域福祉保健計画は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができることを目指しています。

区民、地域、団体、企業と都筑区役所等が、地域課題に対してともに取り組み、**人と人との「であい ささえあい わかちあい」**の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

平成18年度に策定された第1期都筑区地域福祉保健計画(5か年計画)に引き続き、第2期都筑区地域福祉保健計画(平成23～27年度)を策定し、推進しています。

基本理念

人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」

構成

連合町内会自治会エリアごとに地域の行動目標を定めた「地区別計画」とともに、都筑区役所・区社会福祉協議会の行動計画、地域ケアプラザの行動計画で構成されています。

なぜ第2期計画が必要？

第1期計画の取組や各地区で開催している地域懇談会での意見等から、①「**地域のつながりの希薄化**」②「**活動の担い手の不足・固定化**」③「**家族以外の社会的支援が必要な人の増加**」といった**3つの都筑区の課題**が明らかになりました。

誰もが暮らしやすい都筑区を目指していくため、この**3つの課題を重点課題**として位置づけ、取組を進めています。

第2期計画ではどんな取組を進めるのか？

上記の3つの重点課題に応じた、3つの方向性に基づいた取組を進めていきます。

方向性1

顔の見える
地域づくりを
進めます

地域での「つながり」を大切に、地域住民をはじめ、地域の様々な主体が、連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいけるよう顔の見える地域づくりを進めます。

方向性2

幅広い区民参加で
活動や取組の
輪を広げます

地域の課題解決に向けた主体的な取組を区全体に広げていくとともに、ボランティアニーズへ対応していけるよう、幅広い区民参加により、活動の輪を広げます。

方向性3

必要な人に支援が
届く仕組みづくりや
取組を進めます

支援が必要な人の把握や、情報提供のあり方等について検討を行い、誰もが支援を受けられるような仕組みづくりや取組を進めます。

※2

災害時要援護者とは？

- 高齢者(一人暮らしの方、日中一人暮らしの方、高齢者のみの世帯(ご夫婦など)、寝たきりの方、認知症の方…など)
- 障害者(身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方…など)
- 妊産婦 ■ 乳幼児 ■ 外国人

など、大きな災害が発生したとき、自分だけでは避難することが困難な方々を言います。



※3

都筑区災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」とは？

大地震等の災害発生にそなえ、連合町内会自治会を基盤エリアとして、地域の特性に合った災害時要援護者の支援体制づくりを推進します。区役所では、事業を実施する連合町内会自治会へ、補助金を交付するなどの支援を行っています。

